



令和8年2月25日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局 監査課	監査企画監	中通	内線 8211、8213 直通 058-272-8774
	企画・特別監査係長	佐藤	FAX 058-278-2829

過年度契約に係る詳細不明の返還金に係る監査結果について

令和7年度に実施した定期監査において、過年度の契約に係る詳細不明の返還金が令和6年度に収入されていたことが判明したため、監査を実施しましたので、その結果をお知らせします。監査の結果概要は、下記のとおりです（詳細は、別紙のとおり）。

記

1 監査対象機関

県産品流通支援課、観光誘客推進課、農産物流通課、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）

2 監査の背景

(1) 返還金の概要

- 令和5年開催の「観光等PRイベント（以下「当該イベント」という。）」に係る県機関等の契約において計94万5千円の返還が発生したものと判明。

(2) 経緯

- 令和4年度において、農産物流通課が発注し納品済みとして支払いも完了していた当該イベントに係る物品制作委託業務について、令和6年度に返還金が発生。受託者である装飾品作家B氏（以下「B」という。）から「諸般の事情により業務が完了していないことが判明した」との申出書の提出があり、覚書を締結した上で返還させていた。
- 上記を受け当該イベントに関して、同様に、県産品流通支援課及び県の補助金交付団体である観光連盟での物品購入においてもBからの返還金が判明。
- 観光連盟では、①物品の納品がないにもかかわらず、納品済みとして同年度中に支払いを完了していたこと、②当該契約にかかわった元観光連盟職員A氏（東京駐在員。以下「A」という。）が観光連盟及びBに帰属すべき金銭（38万5千円（うち、観光連盟分33万円））を1年以上にわたって返還していなかったことが判明。
- 県産品流通支援課及び農産物流通課における契約に関しても、Aが契約に関与しており、県及びBに帰属すべき金銭（56万円（うち、県分45万1千円））を1年以上にわたって返還していなかった。

(3) Aについて

- 県職員や観光連盟職員に対して、関係法令等を逸脱した予算執行をするように要求。職員は当該要求に対応するため、未納入の物品を納入済みとするなど、不適正な会計処理を行っていた。
- 業務上関わりがあった県幹部、企業の上層部と懇意であることを自称。その影響力は、観光連盟内にとどまらず、県行政にも深く及んでおり、県や観光連盟ではAに言われるがままの対応を行い、内部統制が機能していなかった。
- 令和8年1月13日に、公金詐欺の疑いで逮捕。翌月10日には、観光連盟の契約先からの返還金をだまし取ったなどとして別の詐欺の疑いで再逮捕。

3 監査の結果

(1) 県及び観光連盟での契約状況

- ・ 県産品流通支援課、農産物流通課及び観光連盟は、Aから調達指示があった装飾品の製作・納入等について、令和5年度事業であるにもかかわらず、令和4年度予算で、Bと契約。
- ・ 当該契約において、納品未了のまま、納品済みとして検査して支出。
- ・ 装飾品の物品管理は県分も含め観光連盟が行っており、県は全く管理していなかった。

(2) 県の被害額の算定誤り

- ・ 令和5年度にAの独断で当該イベントの規模縮小が決定され、AはBへ契約金の一部を返還要求し受領したが、当該返還金を県及び連盟へ返還していなかった。
- ・ 令和6年度に本事案が発覚後、装飾品の納品状況に応じた、県、観光連盟、Bに帰属すべき返還額を整理し収入したが、県産品流通支援課分の返還額に誤りがあることが判明。

(3) Aの指示で県費購入した物品

- ・ Aが、県職員に指示して県費で物品を購入させ、全く使用されないまま観光連盟で保管されている物品が存在。
- ・ これらの物品について、県の納品検査が未実施であったり、一部の物品は全くの未使用であったりなど、公金意識に欠けたずさんな管理がされていた。

(4) 県から観光連盟への運営事業費補助金等について

- ・ 観光連盟運営事業費補助金の事務運営費の補助率は通常2分の1のところ、Aに関する経費（東京駐在に係る費用）に係る補助率は、理由不明のまま10分の10となっていた。
- ・ 観光連盟では、Aの勤務実態を十分に把握せず、Aによる事後報告のまま時間外勤務手当、旅費を支給。また、本来の会計手続では認められていない事後承認の手続を執って費用を頻繁に支出。
- ・ Aが関わった県の補助事業は、補助目的に沿った必要な業務が適切に実施されたかが会計書類等の外形上確認できず、会計処理の適正性及び信頼性が損なわれる状況だったが、補助金担当課の観光誘客推進課は、すべての費用を補助対象として認め補助金を交付していた。

4 指摘事項等

(1) 商工労働部（県産品流通支援課【指摘事項2件】）

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず
- ②被害額（返還金額）の算定誤り

(2) 農政部（農産物流通課【指摘事項1件】）

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず

(3) 一般社団法人岐阜県観光連盟【指摘事項3件】

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず
- ②時間外勤務手当や旅費等のA関連経費（R3～R6年度分）の執行状況の調査が必要
- ③事後承認による会計処理を取りやめること

(4) 観光文化スポーツ部

- ①東京駐在に係る費用を全額補助対象とする理由の明確化（観光誘客推進課【指摘事項】）
- ②連盟に対する指導権限の適切な行使及び連盟の体制強化に向けての適切な措置【意見】

5 監査委員の意見（総括）

- ・ Aが県行政や観光連盟事業に絶大な影響力を持てるようになった経緯（Aの採用の経緯、その際の県上層部の関与の有無など）解明。
- ・ 中立・公正な独自の第三者委員会を立ち上げ、客観的かつ信頼の高い調査を行った上で不適正事案が生じた原因の究明。
- ・ 内部統制等が機能していなかったことに鑑み、Aのような職員が介入したときの対処方法などを想定し、新たな不正や誤りを引き起こすことがないよう、早急に対応策を検討。
- ・ Aが県費で購入させていた物品管理の実態解明。